四国中央市市民自治推進委員会の調査審議について

1 設置目的

自治基本条例の基本理念である、市民自治の確立と協働によるまちづくりを実現するため、 市民、議会、市の3者が条例の趣旨にのっとり、一体となってまちづくりに取り組まれているかを 審議したり、この条例に適さない取り組みや仕組みについて、意見の申し立てをすることができ る機関として設置されました。

<参考> 「四国中央市自治基本条例」

(市民自治推進委員会)

第31条 市は、市民自治の確立並びに協働によるまちづくりを推進するため、 四国中央市市民自治推進委員会を設置します。

2 調査審議事項

市民自治推進委員会条例第2条には4項目の調査審議事項が規定されています。 これらの事項について、現行の制度や施策等の整備状況及び実施状況を調査し、課題や改善点の提言をします。また、自治基本条例に基づく新たな制度構築や事業実施の提案をします。

<参考> 別紙資料3「四国中央市市民自治推進委員会条例」第2条

3 第3期の主な調査審議事項

■ 地域コミュニティ活性化事業の調査審議について

四国中央市地域コミュニティ基本計画に基づき、市内20地区(公民館設置区域)を事業単位とし、地区住民が自ら地域課題を見つけ、課題解決に向け多くの住民が共に行動することにより、人と人の絆の再生と地域力の強化を図る地域コミュニティ活性化事業のモデル事業を平成26年度から市内3地区(川滝、豊岡、蕪崎地区)で実施してきました。

今後は、全ての地区に地域コミュニティ活性化事業が拡大できるように、事業の 検証や持続可能な制度となるように事業の調査審議を行います。

■「市民自治と協働によるまちづくりの推進に向けての提言」の調査審議について

第1期市民自治推進委員会がまとめた「市民自治と協働によるまちづくりの推進に向けての提言」に基づく施策については、平成28年8月に検証を行ったものの、取り組みが不十分な事業も多く、第3期委員会においても提言書に記載された事業や施策について調査審議を行います。

■協働によるまちづくりの推進にかかる調査審議について

自治基本条例の目的である「協働によるまちづくり」の実現のために、現在、四国中央市協働によるまちづくり基本指針を策定中です。平成29年度から指針に基づく具体的な事業を実施することから、その取り組みなどについて調査審議を行います。